

## 岩沼市復興推進協議会規約

### (目的)

第1条 協議会は、岩沼市の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により作成しようとする復興推進計画（以下「復興推進計画」という。）並びに同条第9項の規定により認定を受けた復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議を行うことを目的とする。

### (名称)

第2条 前条の協議会は、岩沼市復興推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 復興推進計画の作成及び認定復興推進計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、復興推進計画及び認定復興推進計画の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。

### (構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 岩沼市
- (2) 法第2条第3項に規定する復興推進事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- (3) 市が作成しようとする復興推進計画又は認定復興推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- (4) その他市長が認める者

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の中から互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、構成員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、岩沼市総務部復興推進課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める

附 則

この規約は、平成26年10月10日から施行する。